

三滝西水源地水位計取替ほか工事

特記仕様書

令和元年度

四日市市上下水道局

第1章 総 則

本工事は、四日市市上下水道局三滝西水源地（沈降槽、1号井）、生桑配水池（3号池）、内部水源地（沈降槽）に設置されている水位計及び高岡配水池に設置されている蓄電池の取替を行うものである。なお、受注者は本市工事執行規則及び本仕様書を遵守し施工するものとする。受注者は本市工事執行規則及び本仕様書を遵守し、三重県（平成28年7月）「三重県公共工事共通仕様書」を準用し、施工するものとする。

第1条 設計図書優先順位

すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 現場説明事項及び工事打合簿
- (2) 本特記仕様書
- (3) 設計図書等
- (4) 水道工事共通仕様書及び三重県公共工事共通仕様書

第2条 疑義の解釈

本仕様書の解釈及び施工上の詳細について疑義を生じた場合は、すべて本局の解釈のとおりとする。

第3条 特記事項

1. 受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。
2. 隣接工事または関連工事がある場合は、当該工事の受注業者と相互に協力し、施工すること。
3. 完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、受注者は本局の指示に従うものとする。
4. 施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
5. 工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。
6. 施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うものとする。
7. 当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。
8. 受注者は、受注者の判断において必要に応じて損害保険等に付さなければならぬ。

9. 受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。
10. 受注者は、現場実測を行ったうえで納入仕様書を作成、提出し、本局の了承を得るものとする。
11. 機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は打合せにより決定するものとする。
12. 本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等に書かれた数値が相違する場合、受注者は本局に確認し、指示を受けなければならない。
13. 受注者は、稼動の際、機能に支障が出ないよう必要に応じ措置を施すこと。
14. その他、指示、了承事項等を遵守すること。

第4条 仕様書の詳細

1. 本仕様書は工事仕様の大要を記載するもので、その詳細については設備一式が完成品として備えるべき必要事項を十分満足すること。
2. 受注者は本仕様図書に従って施工するものであるが、これらに明示なき事項であっても施工上又は技術上、或いは安全上当然必要と認められる軽微なものは、受注者の責任において請負代金額に増減なく施工するものとする。

第5条 関係官公庁への諸手続

工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、本局へ報告のうえ遅滞なく実施しなければならない。

第6条 下請工事施工

工事の一部を下請業者で施工する場合は、できる限り本市の市内業者で施工すること。

第7条 提出書類

1. 承諾図書など
 - ・ 本工事施工に必要な設計図書、納入機器一式を契約後に提出し、本局の了承を得ること。なお、納入仕様書の了承後、同章第4条「仕様書の詳細」に基づき仕様の変更が生じた場合は、直ちに変更納入仕様書を提出して本局の了承を得ること。

- 受注者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を本局に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならぬ。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

2. 工事写真

工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。

原則として、撮影用具にデジタルカメラを用いる。カラープリンタによりサービスサイズ程度の大きさでA4用紙に印刷し、1部提出すること。

黒板に撮影対象を要領よく必要事項を記入の上撮影のこと。なお、黒板は電子黒板の使用も可とする。

参考

工事場所	
工事名	
撮影箇所	
工種	
寸法・概略	
施工業者	

工事写真のみで本工事の施工経緯を含め工事の全容を把握できることを念頭において撮影すること。

3. 工事打合簿

本局と工事打ち合わせを行った場合は、打合簿を1部提出すること。打合簿の記入事項は、下記のとおりとする。

工事名

打合日時・場所

受注者名

4. 完成図書

①内 容

- 一般図（全体平面図）
- 機器図（支給品の機器を含む）
- 工事施工図
- 検査試験成績書
- 取扱説明書

- ・設計計算書（必要な場合）

※表紙記入事項は下記の通りとする。

- ・発注者名
- ・工事名
- ・工事場所
- ・工事年度
- ・受注者名（商号または名称のみとする）

②作成要領

- ・A4判製本 3セット
(金文字黒厚表紙、現場毎に分冊とすること。計12冊)
- ・電子ファイル(CD等) 1部
(A4判製本・電子ファイルの内容については本局の指示による)

第8条 適用規格

本工事の設計製作及び試験等に関し特殊なものを除き下記の規格を適用すること。

日本工業規格 (JIS)

日本水道協会規格 (JWWA)

日本電機工業会標準規格 (JEM)

電気規格調査会標準規格 (JEC)

電池工業会規格 (SBA)

日本内燃力発電設備協会規格 (NEGA)

電気技術規定 (JEC) [高圧受電設備規定]、[内線規程]

日本電力ケーブル接続技術協会規格 (JCAA)

電気事業法

電力会社電気供給約款

電気用品取締法

消防法

水道工事標準仕様書 (日本水道協会)

水道施設設計指針 (日本水道協会)

電気通信設備工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室編集)

機械工事共通仕様書 (案) (国土交通省総合政策局建設施工企画課編集)

水道維持管理指針

電気設備に関する技術基準

水道法

その他関連法令、条例、規格

なお、上記規格基準に制定なきものは本局の指示を受けること。

第9条 検査及び試験

検査及び試験は「第8条適用規格」を標準とし、これらに規格基準制定のないものは、本局仕様書の該当各項及び本局の指示に従うものとする。

なお、試験にかかる費用は受注者の負担とする。

1. 工場試験

製作が完了したとき工場に於ける本局立ち会いの工場検査は実施しない。

工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等を添付して提出するものとする。

小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。

(特に本局が指示した場合は省略することができる。)

2. 現場試験、試運転

現場において施工される据付・組立及び加工についての試験・検査及び総合試験、試運転を行うもので、本工事関連物件との組み合わせ試験も含むものとする。
なお、試験実施に当たっては、本局の立合確認を求めるこ。

別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、後日可能になつたときに行うものとする。試運転に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、電力、燃料、上水は、事前連絡のうえ、本局設備からの供給としてもよい。

3. 竣工検査

本工事完成に必要な検査であって、検査職員の指示に従って実施すること。

4. 隨時検査

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、または完成後直ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、四日市市検査規程第8条第6項の規定により発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

第10条 産業廃棄物について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処分場及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく再生資源化施設に搬入すること。

第11条 工事実績情報サービス

受注者は、受注時または完成時における工事請負代金額が5百万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、工事実績情報として工事カルテを作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない。提出期限は以下のとおりとする。

受注時は、契約後10日以内とする。

完成時は、工事完成後10日以内とする。

登録内容の変更時は、変更があった日から10日以内とする。

第12条 建設業退職金共済制度

受注者は、工事請負代金額5百万円以上の工事において、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）を原則として、工事受注契約締結後1ヵ月以内に提出しなければならない。共済証紙購入金額は工事請負代金額の0.5/1000以上とする。

他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。

第13条 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力をすること。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1) (2) の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

第14条 個人情報取扱注意事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

第15条 施工地名

三滝西水源地	四日市市高角町地内
生桑配水池	四日市市生桑町地内
内部水源地	四日市市采女町地内
高岡配水池	四日市市桜町地内

第2章 機 器 仕 様

第1条 水位計

1-1.	三滝西水源地沈降槽	水位計	1台
(1)	リミットスイッチ		4点
		(H. H=3. 1 m、H=1. 2 m、L=1 m、L. L=0. 65 m)	
(2)	方式	フロート式 (耐塩素)	
(3)	既設防波管V U Φ 300に対応可能な水位計を選定すること。		
		カウンターウエイト用の防波管は、無いので対応可能な構造とする。	
(4)	水位計指示値	水位の指示値が目視可能のこと。	
(5)	測定対象	上水道水 (残塩0. 5 mg/L程度)	
(6)	測定範囲	0~4 m (0点 3. 88 m)	
(7)	水位信号	D C 4~20 mA	
(8)	測定精度	±1. 0% (F S) 以内	
(9)	電源	D C 24 V	
(10)	材質	水位計本体 沈降槽に貯水されている水道水からの塩素に耐えうこと。 フロート SUS 316 ロープ ステンレス製 樹脂コーティング 重錘 SUS 304	
(11)	付属品	メーカー標準付属品、その他必要なもの 1式	
1-2.	三滝西水源地沈降槽	水位計収納盤	1面
(1)	屋外自立閉鎖形		
(2)	構成	閉鎖状態で水位の指示値が読み取り可能のこと。	
		信号用避雷器 1個	
(3)	銘板	(記載内容は打合せによる)	
(4)	材質	鋼鉄、またはステンレス (SUS 304)	
(5)	板厚	鋼鉄2. 3 mm以上又は、ステンレス (SUS 304) 1. 0 mm以上	
(6)	塗装	盤外面の塗装は、マンセル記号5Y7/1半つや指定色 仕上げとし盤内面及び ベースの塗装は、マンセル記号 5Y7/1指定色仕上げとする。	
(7)	必要に応じて盤内に端子台を取り付けること。		
(8)	水位計の点検が可能な扉を取付けること。		
(9)	本収納盤から配水池内にゴミ等の侵入が無い構造のこと。		
(10)	前面はガラス窓付とし、水位指示が直読または、広角指示計により確認でき		

ること。

- (1 1) 扉は、鍵付きで施錠可能なものとする。なお、形状寸法は承諾図により決定するものとする。
- (1 2) 盤内に信号用避雷器を設置可能なスペースを設けること。
- (1 3) 付属品 メーカー標準付属品、その他必要なもの 1式

1-3. 三滝西 1号井 水位計 1台

- (1) 方式 フロート式
- (2) 既設防波管V U Φ 300に対応可能な水位計を選定すること。
カウンターウエイト用の防波管は、無いので対応可能な構造とする。
- (3) 水位計指示値 水位の指示値が目視可能のこと。
- (4) 測定対象 清水
- (5) 測定範囲 0～10m (0点 8.7m)
- (6) 水位信号 DC 4～20mA
- (7) 測定精度 ±1.0% (F S) 以内
- (8) 電源 DC 24V
- (9) 材質 フロート SUS 316
ロープ ステンレス製 樹脂コーティング
重錘 SUS 304
- (10) 付属品 メーカー標準付属品、その他必要なもの 1式

1-4. 三滝西 1号井 水位計収納盤 1面

- (1) 屋外自立閉鎖形
- (2) 構成 閉鎖状態で水位の指示値が読み取り可能のこと。
信号用避雷器 1個
- (3) 銘板 (記載内容は打合せによる)
- (4) 材質 鋼板、またはステンレス (SUS 304)
- (5) 板厚 鋼板 2.3mm以上又は、ステンレス (SUS 304)
1.0mm以上
- (6) 塗装 盤外面の塗装は、マンセル記号 5Y7/1 半つや指定色仕上げとし盤内面及び ベースの塗装は、マンセル記号 5Y7/1 指定色仕上げとする。
- (7) 必要に応じて盤内に端子台を取り付けること。
- (8) 水位計の点検が可能な扉を取付けること。
- (9) 本収納盤から配水池内にゴミ等の侵入が無い構造のこと。
- (10) 前面はガラス窓付とし、水位指示が直読または、広角指示計により確認できること。

(1 1) 扉は、鍵付きで施錠可能なものとする。なお、形状寸法は承諾図により決定するものとする。

(1 2) 盤内に信号用避雷器を設置可能なスペースを設けること。

(1 3) 付属品 メーカー標準付属品、その他必要なもの 1式

1-5.	生桑配水池 3 号池	水位計	1 台
	(1) リミットスイッチ		2 点
		(H. H= 6. 4 m、L. L= 1. 0 m)	
	(2) 方式	フロート式 (耐塩素)	
	(3) 既設防波管 V U Φ 3 0 0 に対応可能な水位計を選定すること。		
	(4) 水位計指示値	水位の指示値が目視可能のこと。	
	(5) 測定対象	上水道水 (残塩 0. 5 mg/L 程度)	
	(6) 測定範囲	0 ~ 1 0 m (0 点 8. 3 5 m)	
	(7) 水位信号	D C 4 ~ 2 0 mA	
	(8) 測定精度	± 1. 0 % (F S) 以内	
	(9) 電源	D C 2 4 V	
	(10) 材質	水位計本体 配水池に貯水されている水道水からの塩素に耐えうること。 フロート SUS 3 1 6 ロープ ステンレス製 樹脂コーティング 重錘 SUS 3 0 4	
	(11) 付属品	メーカー標準付属品、その他必要なもの 1式	

1-6.	生桑配水池水位計収納箱	水位計収納盤	1 面
	(1) 屋外自立閉鎖形		
	(2) 構成	閉鎖状態で水位の指示値が読み取り可能のこと。 信号用避雷器	1 個
	(3) 銘板	(記載内容は打合せによる)	
	(4) 材質	鋼鉄、またはステンレス (SUS 3 0 4)	
	(5) 板厚	鋼鉄 2. 3 mm 以上又は、ステンレス (SUS 3 0 4) 1. 0 mm 以上	
	(6) 塗装	盤外面の塗装は、マンセル記号 5 Y 7 / 1 半つや指定色仕上げとし盤内面及び ベースの塗装は、マンセル記号 5 Y 7 / 1 指定色仕上げとする。	
	(7) 必要に応じて盤内に端子台を取り付けること。		
	(8) 水位計の点検が可能な扉を取付けること。		
	(9) 本収納盤から配水池内にゴミ等の侵入が無い構造のこと。		

(10) 前面はガラス窓付とし、水位指示が直読または、広角指示計により確認できること。

(11) 扉は、鍵付きで施錠可能なものとする。なお、形状寸法は承諾図により決定するものとする。

(12) 盤内に信号用避雷器を設置可能なスペースを設けること。

(13) 付属品 メーカー標準付属品、その他必要なもの 1式

1-7.	内部水源地沈降槽	水位計	1台
	(1) リミットスイッチ		4点
		(H. H=3. 7 m、H=2. 5 m、L=1. 7 m、L. L=1. 5 m)	
	(2) 方式	フロート式（耐塩素）	
	(3)	既設防波管VUΦ300に対応可能な水位計を選定すること。 カウンターウエイト用の防波管は、無いので対応可能な構造とする。	
	(4) 水位計指示値	水位の指示値が目視可能のこと。	
	(5) 測定対象	上水道水（残塩0. 5 mg/L程度）	
	(6) 測定範囲	0～4m（0点 4. 66m）	
	(7) 水位信号	D C 4～20mA	
	(8) 測定精度	±1. 0% (F S) 以内	
	(9) 電源	D C 24V	
	(10) 材質	水位計本体 沈降槽に貯水されている水道水からの塩素に耐えうこと。 フロート SUS316 ロープ ステンレス製 樹脂コーティング 重錘 SUS304	
	(11) 付属品	メーカー標準付属品、その他必要なもの 1式	

1-8.	内部水源地沈降槽	水位計収納盤	1面
	(1) 屋外自立閉鎖形		
	(2) 構成	閉鎖状態で水位の指示値が読み取り可能のこと。 信号用避雷器	1個
	(3) 銘板	(記載内容は打合せによる)	
	(4) 材質	鋼板、またはステンレス (SUS304)	
	(5) 板厚	鋼板2. 3mm以上又は、ステンレス (SUS304) 1. 0mm以上	
	(6) 塗装	盤外面の塗装は、マンセル記号5Y7/1半つや指定色仕上げとし盤内面及びベースの塗装は、マンセル記号5Y7/1指定色仕上げとする。	

- (7) 必要に応じて盤内に端子台を取り付けること。
 - (8) 水位計の点検が可能な扉を取付けること。
 - (9) 本収納盤から配水池内にゴミ等の侵入が無い構造のこと。
 - (10) 前面はガラス窓付とし、水位指示が直読または、広角指示計により確認できること。
 - (11) 扉は、鍵付きで施錠可能なものとする。なお、形状寸法は承諾図により決定するものとする。
 - (12) 盤内に信号用避雷器を設置可能なスペースを設けること。
 - (13) 付属品 メーカー標準付属品、その他必要なもの 1式
- ※水位計と水位計収納盤は、一体でも良いものとする。

第2条 蓄電池

高岡配水池 制御用蓄電池
既設蓄電池 M S E - 2 0 0 2 5 セル
新規仕様
形式 制御弁式据置鉛蓄電池
M S E - 2 0 0 2 5 セル
定格容量 2 0 0 A h (10時間率)
接続ケーブル、標準付属品、その他必要なもの 1式

第3章 現場工事

第1条 一般事項

1. 概要

本工事は、三滝西水源地（沈降槽、1号井）、生桑配水池（3号池）、内部水源地（沈降槽）に設置されている水位計及び高岡配水池に設置されている制御用蓄電池の取替を行うものである。

工事は関係法規に準拠し電気的機械的に完全かつ美麗にして耐久性に富み保守点検が容易になるよう施工するものとする。

2. 位置の決定

水位計等の据付けの詳細な位置の決定については係員の指示を受けるものとする。

3. 工事仕様

工事施工にあたっては、特に監督職員の指示に従い、既設の把握に努め、その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を製作し、現地に据付の上所定の配線工事を行うものとする。

4. 防湿、防蝕処理

湿気、水気の多い場所などに施設する機器並びに配線はその特殊性に適合する電気的接続、絶縁及び接地工事を行ったうえ所定の防湿防蝕及び防爆処理を行わなければならない。

5. はつり等

機器等の取付けに際し構造物にはつり、貫通及び溶接を行う場合には係員の指示を受けた後施工し、すみやかに補修するものとする。

6. 現場詰所等

現場詰所等を構内空き地に計画する場合は、あらかじめ行政財産土地使用許可申請書を提出し、許可を得て使用すること。

第2条 機器据付工

1. 機器の据付

新規水位計を設置する際に、新設のアンカー及び溝形鋼材を用いて1面ずつ更新すること。

第3条 配線工

1. 端末処理

イ) ケーブル断面積 14 mm^2 以上の低圧ケーブルの端末処理は、J CMS規格に適合した材料を使用するものとする。

ロ) 上記以外のケーブルの端末処理はテーピングによるものとし、各端子へのつ

なぎ込みは圧着端子で行うこと。各心線には端子記号と同一マークを刻印した
バンドマークを付けるとともにケーブルにはケーブル記号を記したバンドま
たは札をシースに付けること。

第4条 施工範囲

- (1) 機器の製作、購入
- (2) 機器の輸送、搬入
- (3) 既設機器撤去及び機器据付工事
- (4) 機器への接続

第5条 切替工事

現在運用中の施設であるため、工事中の機能停止が可能な限り短くなるように努
めること。切換工事における設備停止時間は、概ね平日昼間9時半～16時とし、
詳細は打合せにより決定する。

第6条 環境配慮

1. 本工事においては、環境に配慮し、省エネルギーに努めなければならない。
2. 騒音、振動の抑制に努めること。
3. 本工事において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等の写しにより廃棄物の種
類、数量、最終引渡場所等を報告すること。
4. 現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし、また、使用する資材において
も可能な限りリサイクル品を使用し、それらを書面にて報告すること。
5. 排出ガス対策建設機械指定制度、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
に適した建設機械を使用する事。

第4章 試験および検査

第1条 一般事項

1. 試験

据付および配線工事が完了後、次の試験を行う。

イ) 配線 絶縁抵抗試験

ロ) その他 運転に必要な一切の予備試験

2. 動作試験

前項の各試験後次の順序により各機器の動作試験ならびに調整を行う。

水位計

水位のループ試験を行い、四日市市上下水道局水源管理センター監視盤の指示値と一致する事を確認すること。

なお、試験用器具及び試験に必要なもの、これに要する消耗品はすべて受注者の負担とする。試験方法その他試験の詳細についてはその都度別途指示する。

第2条 雜則

① 試験方法その他試験の詳細についてはその都度別途指示する。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に關し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を行うために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

- 2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したもの）を契約書に指定された作業場所から持ち出してもよい。

- 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及び損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

- 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

- (1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断
- (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

- 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を第三者に請け負わせたときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
- 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。